

発表タイトル	海賊史観による世界史の再構築にむけて
発表者所属名	国際日本研究専攻 教授（文化科学研究科 研究科長）
発表者氏名	稲賀 繁美
<p>本研究は、文化交渉・交易全般における「海賊行為」を総合的に再検討することを目的とする。21世紀10年代の今日、既存の国際秩序や、20世紀初頭以来その基礎をなしてきた国民国家の理念は、随所でその耐用年限を露呈し始めている。あらたな代替秩序を提起し、その構築を社会にむけて提言することが、早急な課題として浮上している。そのためには、従来、違法行為・反社会的逸脱として一方的に断罪されてきた営為を、抜本的に見直す必要が生じている。ここで言う「海賊行為」は、交易路に対する私掠、著作権・複製権への侵害、公的秩序へのサボタージュ、さらには近年のサイバー攻撃などを含む。狭義の美術史、文化史、交易史のみならず、経済史、国際法、情報流通論などの分野の知見をも学際的に取り入れ、国際的視野から葛藤の現場を解明したい。</p> <p>◆このような今日状況にあつて、本研究は、研究期間内に、以下を解明することを目標とする。</p> <p>(1) 南欧による大航海と世界分割の野望以来の世界史を500年のスパンで見直す。西側世界の「海賊行為」が現在にいたる世界秩序の基本を築いた様を、経済史、交易史、政治史などを横断する問題意識によって、再構成する。これには従来の欧米中心史観からの脱却が要請される。</p> <p>(2) 従来の宝物や文化財研究を中心とした美術史研究を超えて、ひろく商品交易のなかで東西交渉史を捉え直す。東シナ海、東南アジアの島嶼、さらにはマラッカ海峡の交易路を通じて、インド洋、アラビア海から地中海に至る貿易において、「海賊行為」がいかに交易を司っていたかを考察し、「純正品」と「複製品」あるいは「偽造品」との区別を見据えた観点から、「海賊行為」、すなわち密貿易や抜け荷の実態解明を含む、交易の全体像の再構成し、その総合的把握を目指す。</p> <p>(3) 同時に、イギリスなどの「私掠」行為による海上交易でのヘゲモニー確立と並行して形成された「著作権」「複製権」などの法学的概念を、比較史および文化人類学的視点から再検討する。これは、知的所有権を巡る近年の法哲学的議論、またその根拠をなす「法的人格」「司法的同一性」確立などの問題とも密接に関連し、ひいては従来の財産権定義などの前提を問い直す射程を含む。</p> <p>(4) これは「国際法」の成立過程の再検討にも結びつく。17世紀にグロティウスによって確立されたとされる「国際法」は、一方でイスラームにおける戦争と平和の定義を、欧州の国家間抗争に転用し、他方で東南アジアにおける覇権争奪で発生した訴訟沙汰を解決するための「公海」規定を案出した。だがこれらは両者共に、21世紀を迎えて、急速に有効性を喪失しつつある。</p> <p>(5) 輸出品、とりわけ電子機器における「海賊版」の横行は、従来の国際秩序の綻びを端的に証言する現象として、学術的な対処を要請する。それは、刑法や国際法等の法学的議論だけでは対応できぬ根深い価値倫理の次元を含み、そもそも領土や領海、国際法規の遵守とは何を意味し、合法的「交易」と違法な「海賊」行為の差異は何か、といった根底的な問いを突きつける。</p> <p>◆研究体制の全体像/連携研究者・研究協力者の配置と役割</p> <p>研究の実施にあたっては、以下の5つの課題に即応して、分科会を組織する。</p> <p>(1) 南欧による大航海と世界分割から、今日にいたる国際秩序と「海賊」の役割</p> <p>(2) 東西商品交易路の確立と金融体制・公式貿易と密貿易との表裏から見た再構成</p> <p>(3) 著作権、複製権などの法的規制と「海賊行為」との相関・比較法社会的・人類学的考察</p> <p>(4) 「国際法」の確立過程と、帝国主義的膨張下での「海賊行為」との二重構造の解明</p> <p>(5) 商品・情報における「海賊版」の実態と、現行法体系の不一致・将来への処方箋</p>	